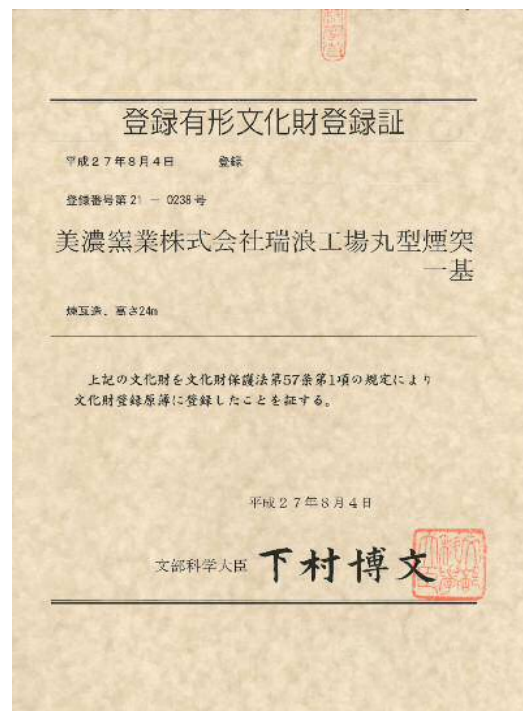


「瑞浪工場丸型煙突」国の登録有形文化財（建造物）登録

この度、国土の歴史的景観に寄与しているものとして、平成27年8月4日付で国の登録有形文化財（建造物）に登録されました。



写真提供：瑞浪市教育委員会



みのようぎょうかぶしきかいしゃみずなみこうじょうまるがたえんとつ
「美濃窯業株式会社瑞浪工場丸型煙突」の解説

瑞浪市寺河戸町に所在する美濃窯業株式会社瑞浪工場の敷地内に建つこの煙突は、耐火煉瓦及び集団給食用食器の生産力を増すため、昭和 10 年（1935）に建てられたものです。現在の高さは約 24.1m、基礎部分は直径約 3 m の円形で、大正 9 年（1920）に建造された角型煙突（※ 1）とともに同社のシンボルとして知られています。

建材には自社製煉瓦を使用しており、平成 5 年（1993）頃まで使用されていましたが、現在は使用されていません。建造当初の高さは 100 尺（約 30.3m）であったことが社史の記載から知られますが、上部の破損により昭和 62 年（1987）頃および平成 16 年（2004）に改修が加えられ、高さが 6 m 程減じています。

日本有数の窯業地である岐阜県の東濃地方では、大正時代から昭和時代初期にかけて生産設備の近代化が図られ、煉瓦製の窯・煙突が数多く建造されました。しかし、昭和 20 年代から 30 年代になると石炭から重油へと燃料が転換し、その後もガス窯が普及するなど、生産の合理化や省エネ化などに伴い、多くの煉瓦製の窯・煙突が姿を消していきました。

この煙突は東濃地方に残る数少ない煉瓦製煙突であり、地場産業である窯業の歴史やその技術を理解する上で重要です。また、建造当初からは高さを減じていますが、角型煙突とともに現在東濃地方で見られる煉瓦製煙突としては最大級に属するものです。

（官報告示 平成 27 年 8 月 4 日付け文部科学省告示第 125 号）

（登録番号 21-0238 号）

（※ 1）角型煙突は、平成 26 年 4 月 25 日付けで国登録有形文化財（建造物）に登録されています